

○鎌倉市学校整備計画検討協議会の公開等に関する取扱要領

1 趣旨

この要領は、「鎌倉市審議会等に関する指針」に基づき、鎌倉市学校整備計画検討協議会（以下「協議会」という。）の公開、傍聴、資料、議事録等の取扱いについて必要な事項を定めるものです。

2 協議会の公開

(1) 協議会は、次のいずれかに該当する場合を除き、公開するものとします。

ア 「鎌倉市情報公開条例(平成13年9月28日条例第4号。以下「情報公開条例」という。)」

第6条に規定する情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかに該当すると認められる事項について協議、意見交換、懇談等（以下「協議等」という。）を行うとき。

イ 現地視察等を行う場合であって、協議等が行われないうとき。

ウ 事務的な連絡、報告等を行うとき。

エ その他、公開することによって、公正・円滑な協議等が著しく阻害されるおそれがあるなど、協議会の目的が達成されないと認められるとき。

(2) (1) アからエのいずれかに該当し、協議会の一部の非公開を決定するときは、案件ごとにその理由を明らかにした上で、全ての案件の協議等に先立ち、会長又は会長が選任されていないときは教育長（以下「会長等」という。）が協議会に諮って決定するものとします。

(3) 全ての案件が(1) アからエのいずれかに該当すると認められる場合は、原則としてあらかじめ会長等が協議会に諮って協議会の全部を非公開とすることができるものとします。

3 傍聴者の人数

傍聴者の人数は、会場の定員等に応じて、協議会の庶務を所管する課等（以下「事務局」という。）が定めます。

4 開催の周知

協議会の開催日時、場所、傍聴者の人数その他必要な事項を、開催日の1週間前までに市広報紙等により公表します。

なお、協議会の全部を非公開とした場合は、協議会の開催を公表しないことができるものとします。

5 傍聴の申込み

協議会の傍聴を希望する者は、事前に事務局にその旨を申し込むものとします。

6 傍聴の遵守事項

(1) 傍聴者は、私語を慎むものとします。

(2) 傍聴者は、賛否の表明や拍手を含め、協議会に対する発言はできないものとします。

- (3) 傍聴者は、協議会が特に認めた場合を除き、録音又は撮影はできないものとします。
- (4) 傍聴者は、はち巻き、腕章の類、プラカードの掲示などの示威的行為や談論、放歌、哄笑など、協議会の進行を妨げる行為はできないものとします。
- (5) 会長等は、(1) から(4) 及びそれらに類する発言または行為を行う者を退室させるとともに、次回以降の協議会の傍聴を拒否することができるものとします。

7 傍聴者の入室及び退室

- (1) 傍聴者は、受付後、会長等の指示により入室するものとします。
- (2) 傍聴者は、協議等の途中で退室を希望する場合には、事務局職員に申出を行い協議の妨げとならないよう退室するものとします。
- (3) 傍聴者は、非公開となる協議等の前に、会長等の指示により退室するものとします。

8 資料の取扱い

- (1) 資料は、非公開情報が記載されている部分を除き、委員と同一の資料を傍聴者の閲覧に供するものとします。ただし、資料が大量となる場合等、委員と同一の資料を閲覧させることが困難又は非効率と認められる場合は、傍聴者が協議会の内容について把握できるよう配慮した運営を行うことで、その代わりとすることができるものとします。
- (2) 傍聴者の閲覧に供した公開会議資料（以下「公開資料」という。）は、協議会終了後、傍聴者の請求に応じて提供するものとします。ただし、鎌倉市発行の刊行物等を除きます。
- (3) 傍聴者以外から公開資料の求めがあったときは、「情報公開条例」に基づく手続を経て提供するものとします。

9 議事録の作成及び公開

- (1) 事務局は、協議会の日時、場所、出席者、欠席者及び発言者とその発言要旨を議事進行に沿って記載した議事録（案）を作成するものとします。
- (2) 議事録（案）については、出席した協議会委員に送付し確認を受け、必要な修正を行い、原則として次回協議会における承認をもって議事録として確定するものとします。
- (3) 議事録は、原則として発言者も含め全部公開としますが、「情報公開条例」に則るものとします。

10 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は会長が協議会に諮って定めるものとします。

付 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和4年（2022年）●月●日から施行します。